

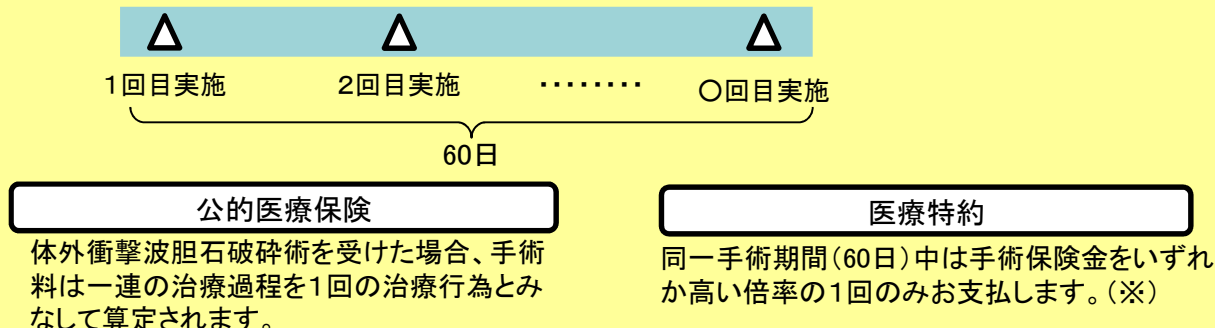
医療特約のお支払対象となる手術について

医科診療報酬点数表において、支払制限がある手術に関しては、一定の期間を設けて手術保険金をお支払いします。

一連の手術

医科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として列挙されている手術の中には、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術があります。

＜体外衝撃波胆石破砕術を受けた場合の例＞



(※) 1回目実施が外来手術(5倍)で、2回目実施が入院中手術(20倍)の場合、入院中手術(20倍)の手術保険金のみをお支払いします。

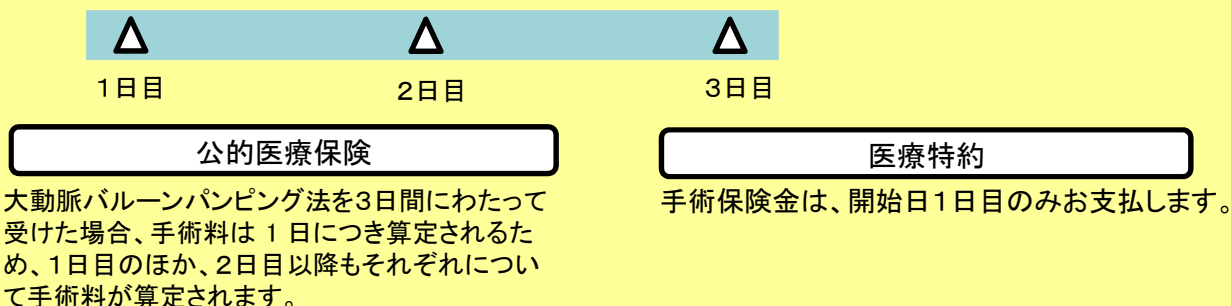
手術料が一連の治療過程のうち1回のみ算定される手術(平成29年10月2日現在)

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術	組織拡張器による再建手術	難治性骨折電磁波電気治療法
難治性骨折超音波治療法	超音波骨折治療法	体外衝撃波疼痛治療術
自家培養軟骨組織採取術	網膜光凝固術	鼓膜穿孔閉鎖術
唾石摘出術	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	食道・胃静脈瘤硬化療法 (内視鏡によるもの)
内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	下肢静脈瘤手術(硬化療法)	胸水・腹水濾過濃縮再静注法
体外衝撃波胆石破砕術	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
体外衝撃波膀胱石破砕術	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象 コラーゲン注入手術
膀胱尿管逆流症手術 (治療用注入材によるもの)	経尿道的前立腺高温度治療	焦点式高エネルギー超音波療法
胎児胸腔・羊水腔シャント術		

一日につき算定される手術

医科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として列挙されている手術の中には、手術料が1日につき算定される手術があります。

＜大動脈バルーンパンピング法を受けた場合の例＞



手術料が1日につき算定される手術(平成29年10月2日現在)

大動脈バルーンパンピング法	人工心肺	経皮的な心肺補助法
補助人工心臓	小児補助人工心臓	植込型補助人工心臓(非拍動流型)

○上記の対象手術は、医科診療報酬点数表の改定により変更することがあります。